

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2023年度第3号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2024年12月5日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2023年6月15日付け23町財活第115号(2023年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2023年3月23日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2023年4月6日付け23町財活第6号で行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2023年4月6日付け23町財活第6号をもって行った公文書非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第6条の規定により、2023年3月23日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード(ICカード)を使

って開ける扉の警備職員以外の出入りの記録（２０２２年３月２０日分）（警備体制記録でない部分の記録であって、市庁舎の外部側と内部側からの電気錠の開錠日時、職員の所属、氏名の情報の部分です）」を対象とする公文書公開請求を行った。

２ 処分庁は、「ＩＣカードリーダシステムログ（２０２２年３月２０日）」を対象文書として、２０２３年４月６日付け２３町財活第６号「公文書非公開決定通知書」により、旧条例第５条第１項第４号に該当するとして、審査請求人に対して、本件処分を行った。

３ 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として２０２３年４月２０日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

４ 処分庁は、２０２３年５月１８日付け２３町財活第４２号「弁明書」により弁明した。

５ 審査請求人は、２０２３年５月２５日に「反論書」により反論した。

６ 審査庁は、旧条例第１０条第２項の規定に基づき、２０２３年６月１５日付け２３町財活第１１５号「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７ 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２４年１月３０日 審議

２０２４年２月１４日 事情聴取

２０２４年３月７日 口頭意見陳述

２０２４年３月１９日 審議

２０２４年４月１９日 審議

２０２４年５月２１日 審議

２０２４年６月１４日 審議

２０２４年７月１９日 審議

２０２４年８月２０日 審議

２０２４年１０月１１日 審議

２０２４年１１月１４日 審議

第４ 審査請求人と処分庁の主張

１ 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。

(1) 処分庁の公開しない理由は、「公開することにより、警備員以外の職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯が推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため」である。人気のない時間帯かどうかの推測は警備員などの人の出入りで変わることであり、不確定な推測に過ぎない。請求では警備員の出入りを除いているので、警備員以外の職員の出入りの時間は毎日毎回変動し、人数も変動するため、定まった「職員の出入りの頻度」は判明し得ない。虚構な恐れを理由とした非公開決定は不当である。

(2) 地下駐車場は人気のない場所であり、場所の特性から人気のない時間帯は、「閉庁日で職員の出入りが無かった場合の1日最大24時間」と推測される。公開により、新たに増える保安上の支障が生じる恐れがないのに、審査請求人の知りたい警備員以外の職員の出入りの記録を公開しないのは不当である。

(3) 「警備員以外の職員の出入りの記録」に出勤日でない職員が存在していないか、出勤日でない職員が公務でないのに閉庁日の人気のない出入口から市庁舎内に侵入して、不法に市庁舎を利用していないか、監視しなければならない。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

ICカードリーダーシステムログには、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等が記載されており、これらの情報が「出入りの記録」にあたるため、2022年3月20日分のICカードリーダーシステムログを対象文書とした。本件請求は、2022年3月20日分の警備員以外の出入りの記録を対象としているが、警備員の記録を除いたとしても、当該文書が公開となり、複数の日付に対して同様の請求がなされ、これらが公開された場合、データの蓄積によって、職員の出入りの傾向が判明し、執務室等の人気のない時間帯を推測することが可能となり、犯罪を誘発、助長する可能性もあることから、公開することにより保安上の支障が生じることとなり、市庁舎管理事務の適正な実施を著しく困難にすると認められるため、本件対象文書に記載されている情報を旧条例第5条第1項第4号に該当するものとして、非公開とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次のとおり主張した

(1) 閉庁日の警備員を除く職員の出入りは、不定な職員の不定な出入り

であり、ランダムな現象である。ランダムデータを蓄積しても、傾向が現れないことは科学の教えるところである。従って、公開により職員の出入りの頻度と傾向は判明し得ない。

- (2) 警備員の配置、防犯カメラ、ＩＣカード錠の設置等の現在の犯罪の誘発、助長を抑止するための厳重な警備体制、保安体制があるため、何度公開されたとしても、犯罪を誘発、助長する可能性はない。

第５ 審査会の判断

１ 対象文書と原処分

本件請求文書は、２０２２年３月２０日分の市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード（ＩＣカード）を使って開ける扉の開閉記録であり、警備体制記録でない部分の記録であって、市庁舎の外部側と内部側からの電気錠の開錠日時、職員の所属、氏名の情報の部分である。

処分庁は市庁舎の執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているＩＣカードシステムの記録である「ＩＣカードリーダシステムログ」全体を対象文書として特定したが、当該文書を公開すれば、保安上の支障を及ぼし、市庁舎管理事務に関し、旧条例第５条第１項第４号の「公正かつ適正な実施を著しく困難にする」と認められるから、同号に該当するとして非公開決定をした。

２ 旧条例第５条第１項第４号該当性

(１) 旧条例第５条第１項第４号

旧条例第５条第１項第４号により、市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる情報が記録されている公文書については、公開をしないことができる。本件では、対象文書を公開することによって生じる保安上の支障により、市庁舎管理事務の公正かつ適正な実施が著しく困難になるかどうか争点となっていることから、以下、対象文書の公開による保安上の支障の有無について判断する。

(２) 「ＩＣカードリーダシステムログ」について

当審査会が処分庁から聴取したところ、市庁舎内では、機密情報や個人情報記載された重要な書類が保管されている職員の執務場所等、原

則として職員や委託業務を受けた者以外の第三者が入ることが想定されていない区画があり、そのような区画を「セキュリティ区画」として、その出入口に、IC カードを IC カードリーダーに読み込ませることにより開錠する電気錠を設置しているということである。そして、電気錠を開錠した場合には、①開錠した日付、②時刻、③ポイント ID、④ポイント名称、⑤ステータス、⑥アラームステータス、⑦出入モード、⑧出入ステータス、⑨管理番号、⑩所属、⑪氏名、⑫ユーザー管理区分、⑬エリア番号、⑭ルーム番号、⑮ルーム種別、⑯ルーム管理区分、⑰運用区分が記録され、IC カードリーダーシステムログとして保存されることになる。

(3) 審査請求人が公開を求める電気錠の設置場所について

審査請求人が公開を求めるのは、市庁舎と地下駐車場をつなぐ出入口のドア（以下「本件ドア」という。）の開閉記録である。本件ドアの電気錠につき、IC カードリーダーが設置されているのは地下駐車場側のみで、市庁舎の内側には IC カードリーダーは設置されていない。

また、本件ドアの駐車場側の壁には、所属、氏名、入庁時間、退庁時間を記入する「市庁舎 入退庁者記録簿」が備え付けられている。

(4) 保安上の支障の有無

処分庁は、警備員の記録を除いたとしても、複数の日付について同様の請求がなされた場合、執務室等の職員の出入りの傾向が明らかとなり、人気のない時間帯を推測することが可能になることから、公開することにより保安上の支障が生じることとなると主張する。

これに対して、審査請求人は、警備員以外の職員の出入りはランダムであるから職員の出入りの頻度と傾向は判明しないし、厳重な警備体制があるから対象文書を公開したとしても、犯罪を誘発、助長する可能性はないと反論する。また、本件とは別の情報公開請求により入手した、休日・夜間出入口として警備員が駐在する市庁舎 1 階南出入口に備え付けられた「市庁舎 入退庁者記録簿」の写し等を添付し、本件ドアの開閉記録を公開したとしても、保安上の支障を及ぼすおそれはないと主張する。

当審査会において、処分庁に対し、「市庁舎 入退庁者記録簿」との取扱いの根拠を確認したところ、「セキュリティ区画」に当たるか否か

の違いであるとの説明がなされた。処分庁によれば、「セキュリティ区画」の具体的な定義は設けられていないものの、前述のとおり、「セキュリティ区画」の出入口には、電気錠を設けているところ、本件ドアには電気錠が設置されていることから、「セキュリティ区画」に当たるが、市庁舎1階南の休日・夜間出入口には、電気錠が設置されておらず、「セキュリティ区画」には当たらないので、「市庁舎 入退庁者記録簿」を公開しても保安上の支障は生じないと判断したということであった。

たしかに、本件ドアには電気錠が設置されているが、平日は電気錠による施錠はされておらず、誰でも駐車場から出入りができるようになっており、電気錠が利用されているのは休日のみである。処分庁の「セキュリティ区画」の説明にもとづけば、平日か休日によって、セキュリティ区画か否かという性質が変わるものではなく、むしろ一般的に執務がなされる平日には電気錠が利用されていないことに鑑みるならば、本件ドアをセキュリティ区画への出入口としての取扱いをする必要があるとは認められない。また、仮に処分庁が主張するように、複数日に渡り、本件ドアの開閉記録が公開されたとしても、必ずしも市庁舎に人気のない時間帯を推測させるものとはいえず、保安上の支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

しかしながら、他方で、処分庁が対象文書として特定した「ICカードリーダーシステムログ」には市庁舎内の全ての電気錠についての設置場所、入室時刻、ICカードに登録された職員及び警備員の氏名等が記載されており、システムログを全て公開すれば、セキュリティ区画への職員及び警備員の入室時刻が明らかになる。仮に警備員に関する部分を除いた開閉記録を公開するとしても、非公開となった部分から警備員の入室時間帯を推測させることとなるおそれがあるし、非公開の部分が存在しないことにより警備員の入室がなかったことを示すことにもなりうる。

したがって、本件対象文書を部分的にでも公開することによって、警備体制についての情報が明らかになる可能性があることから、保安上の支障を及ぼすおそれがあり、市庁舎管理を著しく困難にすると評価することができる。

3 結論

以上のとおり、処分庁による本件対象文書の非公開決定は妥当である。